

「指導者派遣事業」及び「ICTを活用した指導者派遣事業」の募集について

この事業は、都内の地域スポーツクラブ（都内区市町村が東京都に届出した地域スポーツクラブ。以下「クラブ」といいます。）の設立及び活動の支援を目的として、クラブ及び区市町村等の申請に基づき、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」といいます。）が各分野の指導者を派遣し、クラブの設立や運営、活動内容について、指導・助言を行うことで、クラブの設立支援及び活動の充実に資するものとしてします。

1 対象事業の内容

本事業の申請対象となる事業は、次のものとしてします。

- (1) 支援アドバイザー事業を利用している団体等が主催するクラブ設立のための事業
- (2) クラブの活動内容を充実させるための事業
例) クラブ主催の講習会
クラブ主催のスポーツ教室（都内区市町村との共催を含む。）
地域のスポーツニーズ調査・リサーチのための事業
ICTを活用した遠隔による指導を行う事業

※ただし、都民参加事業、シニアスポーツ振興事業の補助金が交付されている事業は除きます。

2 対象団体

- (1) クラブ設立のための事業
 - ① 都内区市町村等
 - ② その他事業団が認める団体
- (2) クラブの活動内容を充実させるための事業
クラブ

3 指導者（講師）の要件

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格保有者
- (2) その他、事業団が認めるスポーツ指導者及び関係者

4 事業規模等

- (1) 指導者への謝金は、「令和4年度 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団講師等謝金支払基準表」を適用します。
- (2) クラブへの派遣回数は、2回/年を上限とします。
- (3) 同時に同対象に複数種目を実施する場合は、種目ごとに指導者を派遣することができるものとします。
- (4) 指導者を派遣するに当たり、水泳競技や障害者等への指導など、種目の特性や安全性を考慮し、申請時の参加対象者数が15人を超える場合は、複数人員を派遣することができるものとします。
- (5) ICTを活用する場合は、2か月に10回の動画撮影による指導アドバイスを受けることができることとします。
- (6) 申請は事業実施日の2ヶ月前まで可能とします。

5 事業実施期限

令和5（2023）年3月15日

6 本事業の手続き

- (1) 「令和4年度東京都広域スポーツセンター『指導者派遣事業の流れ』」に沿って実施します。
- (2) 指導者の派遣を希望する団体は、「令和4年度東京都広域スポーツセンター『指導者派遣事業』申請書」に必要事項を記入し、事業団宛に申請してください。
※ICT活用の場合は「令和4年度東京都広域スポーツセンターICTを活用した『指導者派遣事業』申請書」

7 個人情報の取扱いについて

個人情報保護管理者 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 事務局長

- (1) ご記入いただきました個人情報は、ご案内等の連絡の実施、サービス提供及び本事業を円滑かつ安全に運営にするために利用いたします。
- (2) お預かりした個人情報は本事業を共同で行う指導者及びスマートコーチ提供元と共同利用することがあります。当センターと指導者及びスマートコーチ提供元との間で協定を結び、情報管理についての取り交わしを行っており、当該指導者及び団体間での個人情報の授受は、記録が残るような安全な形式で行っております。
- (3) 個人情報の開示、訂正、削除等についてご質問・ご相談のある方は、相談窓口（03-6380-4955）までお問い合わせください。その他個人情報の取扱いについては、当事業団ホームページ「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。
- (4) 個人情報をご提供いただくことはご利用者様の任意ですが、ご提供いただけない場合は、(1)に掲げる利用目的が遂行できない場合がございます。